

青森市賃上げ・物価高騰 対策応援金(中東情勢追加交付)のお知らせ

中東情勢
追加交付

物価が高騰する中、中東情勢の緊迫化により更なる影響を受けている
中小企業者等を支援するため、応援金を交付します。

本応援金は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

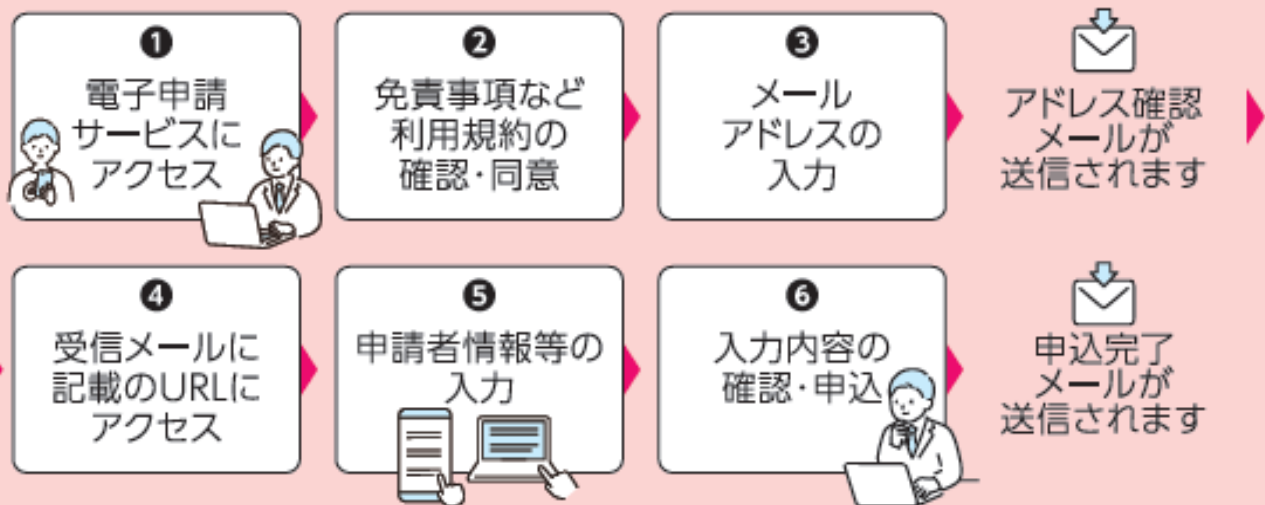


申請方法

青森市電子申請サービス▶

(1) オンライン推奨 ★郵送申請に比べ、短期間で応援金が交付されます。

青森市電子申請サービスでの申込手順 詳細は裏面をご覧ください



(2) 郵送 申請書に必要事項をご記入の上、必要書類を郵送してください。

郵送先 〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 青森市役所経済政策課 宛
※封筒・郵便料金は、申請者のご負担となりますのでご注意ください。

対象となる事業者

- 青森市内に店舗・事業所等を有する公務を除く全業種の中小企業者等
(従来の商工業者や製造業者等に加え、農林水産業者及び医療・福祉事業者などの個人事業主を含む)
- ※ 令和8年7月15日現在において事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある事業者
- ※ 対象となる事業者については、裏面のQ&Aもご確認ください。



応援金の額

○1事業者あたり 法人5万円 個人事業主2万5千円

※市内に複数の店舗・事業所等がある場合でも、申請は1事業者につき、1回限りです。

申請期間

○令和8年7月15日(水)から令和8年9月18日(金)まで
オンライン申請の場合 令和8年9月18日(金)中に入力完了(送信)したものまで有効
郵送申請の場合 令和8年9月18日(金)消印有効

申請に必要な書類

- 青森市賃上げ・物価高騰対策応援金(中東情勢追加交付)交付申請書兼請求書(様式第1号)

添付書類
提出不要

ただし、
・直近の「法人市民税」の申告をしていない法人
・令和7年中の収入にかかる「所得税」又は「市民税・県民税」の申告をしていない市内に住所を有している個人事業主は、添付書類の提出が必要となる場合があります。

※市外に住所を有している個人事業主は、住民票(令和8年7月15日以降に発行)と直近の「所得税決定申告第1表」又は「市民税・県民税申告書」の写しの提出が必要となります。

事業の詳しい内容、申請書の様式については市HPを参照してください。 青森市 賃上げ 検索

青森市経済政策課 雇用対策・産業競争力推進チーム

お問い合わせ先

☎ 017-718-3964

(平日 8時30分～17時)

青森市電子申請サービスの 申込画面イメージ



スマホでも
パソコンでも
申請できます

青森市
電子申請サービス▶



青森市電子申請サービス

利用管理

新規会員登録

パスワードを忘れた方はこちら

1 「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリック

2 <利用規約>を確認の上、
「同意する」をクリック

3 メールアドレスを入力し、
「完了する」をクリック

4 確認メールのURLから申請画面に
移ります

5 申込情報を入力し、
「確認へ進む」をクリック

6 ※まだ申込は完了していません!
入力内容を確認後、「申込む」をクリック

7 上の画面が表示されたら、申込は
完了です。申込完了メールが届き
ますので、ご確認をお願いします

青森市賃上げ・物価高騰対策応援金 (中東情勢追加交付) Q&A(抜粋)

Q. どのような事業者が対象となりますか?

A. 市内に店舗・事業所等を有する公務を除く全業種の中小企業者・個人事業主等で、令和8年7月15日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある事業者が対象となります。

法人 株式会社、有限会社、合同会社、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、公益財団法人、社会福祉法人、企業組合、事業協同組合 など

個人事業主 農林水産事業者、医療・福祉事業者、宿泊施設、商店、飲食店、美容院、露天商 など

Q. 本社が市外ですが、対象となりますか?

A. 本社が市外にあっても、市内に店舗・事業所等がある場合は対象となります。

Q. 市内に複数の事業所がある場合でも交付額は5万円(2万5千円)ですか?

A. 市内に複数の事業所を有していても、1事業者あたりの交付額は5万円(2万5千円)です。

事業の詳しい内容、申請書の様式については市HPを参照してください。 [青森市 賃上げ](#) [検索](#)